

補 装 具

難病のある人が、それぞれの障害に適した用具の購入、修理の費用の一部の補助を受けることができます。

※申請前に購入すると補助の対象になりません。事前にご相談ください。

障害区分	補装具の種類
視覚に障害のある人	視覚障害者安全つえ（普通用、携帯用、身体支持併用）、義眼（レディメイド、オーダーメイド）、眼鏡（矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用）
聴覚に障害のある人	補聴器（高度難聴用、重度難聴用）
肢体に障害のある人	車いす、電動車いす（上肢・下肢不自由者）、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）、各種義手・義足、各種装具、座位保持装置、重度障害者意思伝達装置、起立保持具（児童のみ）、排便補助具（児童のみ）、頭部保持具（児童のみ）、座位保持いす（児童のみ）

<窓 口> 障害福祉課 TEL 055-934-4829

※費用の1割が自己負担となります。ただし難病のある人が属する世帯（18歳以上の場合は本人とその配偶者）の住民税等に応じて自己負担金の上限額が設けられています。なお、住民税の課税状況により、制度の対象外となる場合があります。

※車いす、電動車いす、歩行器及び歩行補助つえ（一本つえを除く）は、介護保険制度の利用が優先となります。

日常生活用具

在宅の難病のある人に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進につとめています。

※難病のある人が属する世帯（18歳以上の場合は、本人とその配偶者）の住民税額等に応じて自己負担金があります。なお、住民税の課税状況により、制度の対象外となる場合があります。

※特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具の一部、住宅改修は、介護保険制度の利用が優先となります。

※申請前に購入すると給付の対象になりません。事前にご相談ください。

<窓 口> 障害福祉課 TEL 055-934-4829

種 目	対 象 者
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	視覚障害2級以上又は下肢、体幹、若しくは移動機能障害3級以上と同程度の人 <児童：原則として学齢児以上> ※1住宅につき1回限り
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上と同程度の人で必要と認められる人（ただし「たん吸引・ネブライザー両用器」の給付を受けている人は除く）
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上と同程度の人で必要と認められる人（ただし「たん吸引・ネブライザー両用器」の給付を受けている人は除く）
たん吸引・ ネブライザー両用器	呼吸器機能障害3級以上と同程度の人で必要と認められる人（ただし「ネブライザー」「電気式たん吸引器」の給付を受けている人は除く）
パルスオキシメーター	呼吸器又は心臓機能障害と同程度で、在宅酸素療法を行っている人又は人工呼吸器を装着している人
移動・移乗支援用具	平衡、下肢又は体幹機能障害と同程度で、家庭内の移動等において介助を必要とする人 <児童：原則として3歳以上>

種 目	対 象 者
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上と同程度の人 <児童：訓練用ベッド、原則として学齢児以上>
特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級と同程度の人 <児童：下肢又は体幹２級以上と同程度、原則として ３歳以上>
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級と同程度の人 （常時介護を要する人に限る） <児童：原則として学齢児以上>
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上と同程度の人 （下着交換時に家族等の介助を要する人に限る） <児童：原則として学齢児以上>
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上と同程度の人 <児童：原則として３歳以上>
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害と同程度で、入浴に介助を必 要とする人 <児童：原則として３歳以上>
便器	下肢又は体幹機能障害２級以上と同程度の人 <児童：原則として学齢児以上>
特殊便器	上肢機能障害２級以上と同程度の人 <児童：原則として学齢児以上>
自動消火器	身体障害等級２級以上と同程度の人 （火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病のあ る人のみの世帯又はこれに準ずる世帯）